

垂井町競争入札参加資格に係る指名停止措置要領

(目的)

第1条 この要領は、垂井町が発注する工事又は製造の請負、物品の購入、設計、調査、測量及び役務の委託（以下「垂井町発注工事等」という。）において競争入札に参加する資格を有する業者（当該業者を構成員とする共同企業体を含む。以下「有資格業者」という。）に対する垂井町発注工事等の競争入札及び随意契約における指名停止について必要な事項を定め、適正な執行を確保することを目的とする。

(指名停止)

第2条 垂井町長は、有資格業者が別表第1又は別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当する場合は、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 垂井町長は、前項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 有資格業者が、一の事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第2第1号から第4号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。)

3 垂井町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 垂井町長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 垂井町長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由があることが明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 垂井町長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 垂井町長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当する場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

一 談合情報を得て、誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2、3号に該当する場合

二 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく垂井町長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2、3号に該当する有資格業者に悪質な事由がある場合

(共同企業体の指名停止)

第5条 垂井町長は、第2条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行う場合は、当該共同企業体の有資格業者である構成員(当該指名停止について明らかに責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 垂井町長は、第2条第1項若しくは第2項又は前項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名の取消し)

第6条 垂井町長は、第2条第1項若しくは第2項又は第5条の規定により指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名又は指名認定しているときは、入札未執行のものに限り、当該指名又は指名認定を取り消すものとする。

(事案の報告等)

第7条 工事主管課長、業務主管課長、その他の関係課長(以下「関係課長」という。)又は契約担当課長は、指名停止を要すると認められる事案が発生したとき、又は指名停止の期間を変更し、若しくは解除する必要があると認められるときは、遅滞なく垂井町業者指名審査委員会委員長に報告するものとする。

2 垂井町業者指名審査委員会委員長は、前項の報告があったときは、遅滞なく垂井町業者指名審査委員会の審議に付するものとする。

(指名停止の通知)

第8条 垂井町業者指名審査委員会委員長は、垂井町業者指名審査委員会の審議を経て、指名停止又は指名停止の期間の変更若しくは解除について、垂井町長の決定を受け、その旨を契約担当課長に通知するものとする。

2 垂井町長は、前項の決定について当該有資格業者に通知するものとする。また、指名停止を行うことを決定したときは、その旨を垂井町議会議長に通知するものとする。

3 契約担当課長は、第1項の通知を受けたときは、その旨を関係課長に報告するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 指名停止の期間中の有資格業者は、随意契約の相手方とすることができない。

(随意契約の相手方の決定の特例)

第10条 垂井町発注工事等を随意契約によろうとする場合において、当該随意契約による理由が次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず、垂井町業者指名審査委員会の審議を経て、垂井町長の承認を受けたときは、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

一 工事又は製造が特許の施行方法を採用する場合で、その特許権を有するとき。

二 工事、製造、設計、調査、測量及び役務の委託が特別の技術を要する場合又は特殊な物品を買い入れる場合で、他に相応する者がいないとき。

三 災害等緊急に垂井町発注工事等を施行しなければならないとき。

四 その他、やむを得ない理由があるとき。

(下請の禁止)

第11条 指名停止の期間中の有資格業者は、垂井町発注工事等を下請することができない。ただし、当該有資格業者が、指名停止の期間の開始前に下請人となった場合は、この限りではない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第12条 垂井町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要領は、平成16年 9月 9日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 1月18日から施行する。

垂井町内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 垂井町が発注する工事又は製造の請負、物品の購入、設計、調査、測量及び役務の委託（以下「垂井町発注工事等」という。）の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、垂井町発注工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 6ヵ月以内
(粗雑工事等) 2 垂井町発注工事等の施行に当たり、工事若しくは製造等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為があったと認められるとき。（かしが軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から 1ヵ月以上 6ヵ月以内
3 垂井町以外が発注する工事又は製造の請負、物品の購入、設計、調査、測量及び役務の委託（以下「一般工事等」という。）の施行に当たり、工事若しくは製造等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為があった場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 3ヵ月以内
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、垂井町発注工事等の施行に当たり、契約に違反し、垂井町発注工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 4ヵ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 垂井町発注工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 6ヵ月以内
6 一般工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 3ヵ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 垂井町発注工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 4ヵ月以内
8 一般工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 2ヵ月以内

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>ロ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 10ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>7ヵ月以上 9ヵ月以内</p> <p>4ヵ月以上 6ヵ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、行政処分を受け、垂井町発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 3ヵ月以上 5ヵ月以内</p>
<p>3 業務に関し次のイ、ロ又はハに掲げる者が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>刑事告発を知った日から 10ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>7ヵ月以上 9ヵ月以内</p> <p>4ヵ月以上 6ヵ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>4 次のイ、ロ又はハに掲げる者が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 10ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>7ヵ月以上 9ヵ月以内</p> <p>4ヵ月以上 6ヵ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>5 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、垂井町が発注する工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2ヵ月以上 9ヵ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>6 次の事項に該当し、垂井町発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>①競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき。</p> <p>②落札者又は決定者が正当な理由なく契約を締結すること又は契約者が契約することを妨げたとき。</p> <p>③監督又は検査の実施にあたり垂井町職員の職務の執行を妨げたとき。</p> <p>④他の業者が施行している垂井町発注工事等を故意に妨げ、かつ、その行為が複数回又は長期間にわたるなど悪質であるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内</p>
<p>7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、垂井町発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内</p>
<p>8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、垂井町発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内</p>

垂井町長 様

垂井町業者指名審査委員会

委員長

㊟

指名審査委員会合議印				
総務課長	建設課長	産業課長	上下水道課長	学校教育課長

指名停止決定について

垂井町契約規則第 2 4 条第 2 項の入札指名人名簿に登載されている次の者について、垂井町業者指名審査委員会において審議した結果、下記のとおり指名停止としたいので決定願います。

記

- 指名停止の者 資格者番号：
住 所
商号又は名称
代表者氏名
- 指名停止の期間 (自) 年 月 日
(至) 年 月 日
ヵ月間
- 指名停止の理由

住所
商号又は名称
代表者氏名 様

岐阜県不破郡垂井町
垂井町長



指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社 が ことは、誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

記

- 1 指名停止の期間 (自) 年 月 日
(至) 年 月 日
ヵ月間

- 2 指名停止の理由

垂井町長 様

垂井町業者指名審査委員会

委員長

㊟

指名審査委員会合議印				
総務課長	建設課長	産業課長	上下水道課長	学校教育課長

指名停止期間変更決定について

年 月 日付け垂財契第 号にて指名停止通知をした次の者について、垂井町業者指名審査委員会において審議した結果、下記のとおり指名停止の期間を変更したいので決定願います。

記

- 指名停止の者

資格者番号：
住 所
商号又は名称
代表者氏名
- 指名停止の期間

○変更前
年 月 日 ～ 年 月 日 [ヵ月間]

○変更後
年 月 日 ～ 年 月 日 [ヵ月間]
- 変更の理由

垂財契 第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名 様

岐阜県不破郡垂井町
垂井町長



指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け垂財契第 号をもって貴社の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

- 1 指名停止の期間
- 変更前 年 月 日 ~ 年 月 日 [カ月間]
- 変更後 年 月 日 ~ 年 月 日 [カ月間]
- 2 変更の理由

垂井町長 様

垂井町業者指名審査委員会

委員長

⑩

指名審査委員会合議印				
総務課長	建設課長	産業課長	上下水道課長	学校教育課長

指名停止解除決定について

年 月 日付け垂財契第 号にて指名停止通知をした下記の者について、指名停止期間の終了に伴い垂井町業者指名審査委員会において審議した結果、指名停止を解除したいので決定願います。

記

- 指名停止の者 資格者番号：
住 所
商号又は名称
代表者氏名
- 指名停止の期間 (自) 年 月 日
(至) 年 月 日
ヵ月間
- 指名停止の理由

垂財契 第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名 様

岐阜県不破郡垂井町
垂井町長



指名停止解除通知書

先に、 年 月 日付け垂財契第 号をもって貴社の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

垂井町長 様

垂井町業者指名審査委員会

委員長

㊟

指名審査委員会合議印				
総務課長	建設課長	産業課長	上下水道課長	学校教育課長

指名停止の期間中の有資格業者との随意契約の承認

件名 〔工事名、委託業務名、物件名等〕	
場所 〔施工場所、委託場所、納入場所等〕	
工事種別、委託業務の内容、物品の名称等	
期間等 〔工事期間、委託期間、納入期限等〕	
随意契約の相手方 〔住所、商号又は名称、代表者氏名〕	

上記の垂井町発注工事等について、垂井町業者指名審査委員会において審議した結果、下記の理由により指名停止の期間中の有資格業者と随意契約を締結したいので承認願います。

記

理由

